

1. 市域全域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出の対象行為

市域全域における良好な景観の形成を図るために必要な届出の対象行為は、下表の左欄の行為の区分に従い、右欄の規模に該当するものとする。

行為の区分		規模
1. 景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が15メートル又は延べ面積（増築にあつては、増築後の延べ面積）が500平方メートルを超えるもの。ただし、この規模を超える増築のうち、増築に係る部分の床面積が50平方メートル以下のものを除く。
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記前段の規模に該当するもので、一壁面の変更面積（増築を伴うものにあつては、増築部分の壁面の面積を含む。）がその面の過半となるもの
2. 景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	工作物（木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱その他これらに類するものに限る。）の新設、増築、改築又は移転	高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が15メートルを超えるもの
	工作物（上記以外のもの。）の新設、増築、改築又は移転	高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が8メートル（建築物に設置される場合は、15メートル）を超えるもの
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模に該当するもので、変更面積（増築を伴うものにあつては、増築部分の面積を含む。）が全体の過半となるもの

※高さについては、すべて地盤面からの高さとする。

(2) 行為の制限

市域全域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、下表のとおりとする。

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・低層な建築物が多く建てられている地域に建設する大規模な建築物は、街並みとの調和を保つため道路に面する部分は街並みに合わせるとともに高層部分は段階的にセットバック[※]させるなど周辺と調和した高さとするよう努める。 ・主要な眺望地点からの景観を阻害しないよう努める。
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな壁面を持つ建築物は、周辺からの眺望を阻害しない配置となるよう努める。
	形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・高層建築物は、周辺の街並みとのボリューム感と調和させるため、壁面の分節化[※]や頂部の意匠を工夫するよう努める。 ・大きな壁面を持つ建築物は、周辺への圧迫感を軽減させるため、壁面の分節化[※]に努めるとともに、無開口の壁面をつくらぬよう開口部の配置などを工夫するよう努める。 ・歴史的建造物が隣接する場合などは、建築物の意匠を歴史的建造物[※]と調和するよう努める。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1の「市域全域における色彩基準」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備[※](屋上設備を含む。)は、道路から見えない位置に設置するか目隠しするなど、周辺の街並みとの調和に努める。
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1の「市域全域における色彩基準」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける工作物は、道路から見えない位置に設置するか目隠しするなど、周辺の街並みとの調和を図る。また、建築物と一体となるような形態・色彩とするよう努める。 ・自走式の立体駐車場は、駐車中の車両が見えないように、壁や植栽などで目隠しをし、周辺の街並みと調和した意匠とするよう努める。 ・高層の立体駐車場は、単調な壁面とならないよう、周辺の街並みと調和した意匠とするよう努めるとともに壁面などへの大きな表示は避ける。 ・タンク、プラント、塔などは、周辺の景観との調和に配慮するとともに、主要な眺望地点からの景観を阻害しないよう努める。

別表1 市域全域における色彩基準

①基調色[※]（ベースカラー）

建築物等の外観（屋根を除く）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色をしていない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

使用する色相 [※]	明度 [※]	彩度 [※]
R、YR、Y	2以上とする	6以下とする
上記以外		4以下とする

②強調色[※]（アクセントカラー）

基調色[※]以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり3平方メートル以下、かつ合計10平方メートル以下とする。

◆色彩基準の数値について

色彩基準の数値は、日本工業規格Z8721に基づくマンセル表示系[※]による。表示は、色相[※]（色合い）、明度[※]（明るさ）、彩度[※]（あざやかさ）の3つの属性によって色彩を表している。

例：5YR[※] 3.5[※] / 4[※]
色相 明度 彩度